

2026年3月24日

日本商工会議所

第一種特定原産地証明書発給システムの  
更新に伴う機能・仕様の変更等に係るFAQ  
～原産品判定依頼書について～

2026年3月19日付重要情報にてご案内のとおり、2026年5月7日に第一種特定原産地証明書発給システムの更新を行います。本件について、機能・仕様の説明動画視聴者や体験サイトの利用者から寄せられたご質問を、以下のとおりFAQとしてとりまとめましたので、ご参考ください。

(※今後、随時追記していく予定です)

○原産品判定依頼書について

- Q1. 判定依頼に際して、生産者欄：「他社企業が生産者」を選択のうえ、「チェックボックス：生産者から情報提供をうけて本資料を作成しました」にチェックした場合、生産者証明書等の「添付典拠書類」へのアップロードは必要でしょうか。
- A1. 不要です。当該チェックボックスへのチェックにより、本件に誓約されたことといたします。
- Q2. 企業登録していない生産者は発給システムにアクセスできませんが、その場合は、生産者情報を入力せず申請するのでしょうか。
- A2. 「チェックボックス：企業登録が無い企業を生産者へ登録する場合は、誓約（全責任を負う等）する」を選択のうえ、生産者情報を入力してください。
- Q3. 体験サイトを確認しましたが、「原産品利用状況」「原産品利用回数」にデータが入っていません。5月7日（システム更新）以降、これまでのデータが反映されるようになるとの理解でよろしいでしょうか。
- A3. 現行システムのデータは新システムに移行されます。
- Q4. 体験サイトでは「控除方式」しか確認できませんが、本番環境では「積み上げ方式」のエクセルが案内される認識でよいでしょうか。
- A4. エクセルフォーマットが整い次第、ご案内いたします。
- Q5. 資料11頁について、サイナーIDまたはアシスタントIDは検索結果一覧をエクセル形式で出力できますか。
- A5. 出力できません。

【お問い合わせ先】

機能・仕様・操作に関する問い合わせフォーム

<https://forms.gle/FJDGcoqdP3xD8xsu9>